

学校における働き方改革プラン

(令和8年度～令和10年度)

令和8年2月
青森県教育委員会

はじめに

急速な少子高齢化、デジタル技術の進展、価値観の多様化など、社会はこれまでにないスピードで変化しています。このような時代において、学校には知識の習得にとどまらず、こどもたち一人一人が自分らしく学び、考え、行動し、未来を切り拓く力を育むことが求められています。本県では、「こどもまんなか」の理念のもと、すべての施策を、こどもたちの最善の利益の実現につながるか、という視点から見つめ直しています。

一方で、その重要な役割を担う学校現場では、先生方が多忙を極め、心身の負担が大きくなっている現状があります。こどもたちの健やかな成長を支えるためには、まず何よりも、先生方ご自身が大切にされる環境でなければなりません。

こどもたちのために力を尽くそうとするあまり、ご自身の時間や健康が後回しになってしまう先生方も少なくないと思います。しかし、先生方が心身ともに健康で、前向きに教育に向き合えることこそが、質の高い学びを実現する土台です。本プランは「こどもたちのために、まずは先生方を大切にする」という考えを、明確に位置付けています。

また、先生方自身が、仕事の枠を超えて、様々な体験をすることも極めて重要です。文化や芸術、スポーツ、自然、地域活動、人との出会い——こうした多様な体験は、やがて、教室での言葉やまなざし、指導の工夫となり、こどもたちに還元されていきます。

先生方が「自分らしく生き、学び続ける姿」は、こどもたちにとって何よりのロールモデルです。働き方改革は単なる業務削減ではなく、先生方が専門性を高め、人生を豊かにし、その結果として教育の質を高めていくための改革です。

本県教育委員会は、学校現場と丁寧に対話を重ねながら、持続可能で、誰もが誇りをもって働ける学校づくりを進めてまいります。

ともに、新しい時代の学校を築いていきましょう。

青森県教育委員会教育長 風張 知子



目次

I	プランの策定に当たって.....	1
1	本プランの位置付け	1
2	「学校における働き方改革」の目的（目指す姿）	1
3	取組期間.....	3
II	学校における働き方改革に関する関係法令等	4
1	国の動向.....	4
2	関係法令等に基づき、各取組主体が講ずべき措置	5
	（1） 服務監督教育委員会が講ずべき措置	5
	（2） 学校が講ずべき措置.....	6
3	在校等時間の上限方針.....	7
III	本県の現状.....	8
1	教育職員の時間外在校等時間の状況	8
	（1） 1箇月時間外在校等時間の平均時間が月4 5時間を超えている教育職員の割合	8
	（2） 教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間の推移	9
2	こどもと向き合う時間が確保できていると感じている教育職員の割合	10
3	市町村における上限方針及び実施計画の策定状況	12
IV	目指す姿の実現に向けた取組	13
1	県立学校に関する取組（県教育委員会による取組）	14
	（1） 教職員の心と体の健康を守るための方策	14
	（2） 教職員が安心して働くことのできる職場環境を推進するための方策	15
2	県立学校に関する取組（県立学校による取組）	17
	（1） 教職員の心と体の健康を守るための方策	17
	（2） 教職員が安心して働くことのできる職場環境を推進するための方策	18
3	市町村立学校に関する取組（県教育委員会による取組）	21
	市町村教育委員会に対する支援	21
4	県教育委員会の職員一人一人が心がけること.....	22
V	保護者・地域住民等の理解・協力のもとでの取組推進.....	23
VI	部活動改革の推進.....	25
VII	教職員定数に係る国への働きかけ.....	25
	資料集	26

I プランの策定に当たって

1 本プランの位置付け

- 本プランは、県教育委員会が、県立学校の「教育職員や事務職員等」(以下「教職員」という。)を対象に実施する、学校における働き方改革の推進に向けた取組や市町村教育委員会への支援等を示すとともに、服務監督教育委員会及び公立学校において実施すべき内容を示すものです。
- このプランを、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「給特法」という。)第8条第1項に基づき、青森県教育委員会が定める「サービスを監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画」(以下「実施計画」という。)に位置付けます。

2 「学校における働き方改革」の目的(目指す姿)

教職員が、心と体の健康を維持しながら安心して働くことができる職場環境のもと、一人一人が能力を発揮することで、学校教育の質の向上と持続可能な学校を目指します。

(1) こどものためにも、まずは、教職員の心と体が元気であること (心と体の健康)

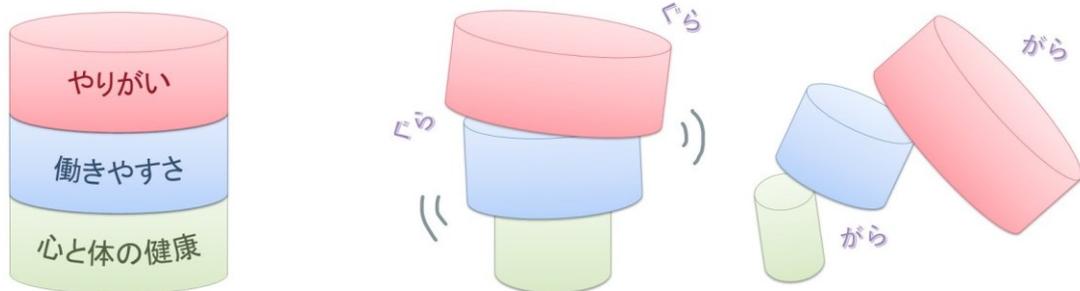
- 教職員の中でも、特に「教員」という職業は、こどもの成長に直接かかわることができる、大きな魅力のある仕事です。これまで学校は、こうした先生方の「こどものためにもっと良い授業をしたい」、「もっとこどもを輝かせたい」といった思いに支えられてきました。
- 一方で、こどもの成長に対する責任の重さや、多様な事情を抱えるこどもや家庭への適切な対応が常に期待されていることなど、人を相手にする仕事であるがゆえに、心身への負担も大きくなりがちです。また、「こどものために」との思いから多くの業務を担っているところに、社会からの期待や要請が加わり、業務が際限なく広がることで、長時間勤務になりやすい職業でもあります。
- その上で、帰宅時間が遅くなることにより睡眠時間を削ってしまうと、睡眠不足から体調を崩したり、感情が不安定になったり、業務上のミスにつながったりすることがあります。また、心身の疲れから心にゆとりがなくなると、こどもに優しく接する余裕がなくなり、感受性が豊かなこどもに大きな影響を与えかねません。
- 心と体の健康は、あらゆる活動の土台です。元気に笑顔で働く先生方の姿が、めぐりめぐって、こどもに安心や笑顔を届ける力になります。教職員の心と体の健康を守ることは、学校を支える教育委員会の責務であると考えます。

(2) 教職員が安心して働くことができること（働きやすさ）

- 心と体の健康は、あらゆる活動の土台となるものですが、これを守るためには、教職員が安心して教育活動に専念できる環境を整える必要があります。
- 安心して働くための要素として、例えば次のようなことがあげられます。こうした環境が整うことで心にゆとりが生まれ、こどもと丁寧に向き合うことができるようになります。
 - (制度面)
 - ・勤務している時間や業務量が適切であること
 - ・休暇制度や福利厚生が充実していること
 - ・教育、研修制度が充実していること
 - (職場風土)
 - ・教職員同士で互いの働き方に理解があり、休暇取得や時差出勤など柔軟な働き方ができること
 - ・教職員同士の協働や相談体制の整備による、孤立させない風土があること
 - ・業務に関する気付きについて意見ができ、気軽に話し合うことができる風土があること
- また、先生方が休暇を取得しやすい環境を整えることは、心と体の健康を守るのみならず、プライベートの時間が充実し、これにより校外で得た経験が、間接的にこどもに良い影響を与える効果もあります。

(3) 教職員一人一人が能力を発揮できること（やりがい）

- とりわけ「教員」は、強い使命感から、多少の労働環境の厳しさや制度的な制約があっても「やりがいがあるから続けられる」という実感を持つ人が多く、短期的にみると、やりがいが先行して力を発揮することもあります。
- しかし、やりがいだけに依存した働き方は、心のエネルギーを使い果たしてしまう「燃え尽き症候群（バーンアウト）」を招きかねません。特に、勤務時間を超えて働く時間が月45時間を超えると、過労死等の健康障害のリスクが徐々に高まることが分かっており、いきいきと働いている場合であっても、本人が気付かないうちに健康が損なわれ、過労死等につながってしまう場合もあります。

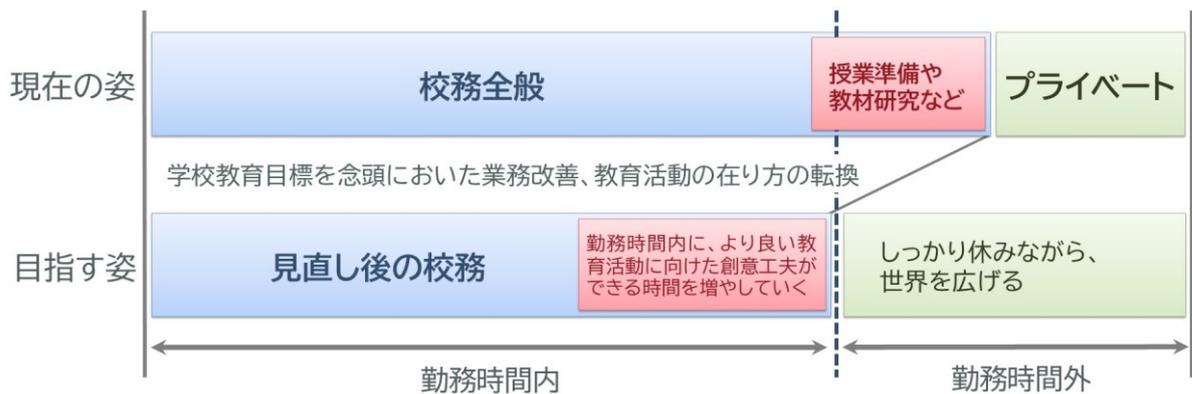


土台(心と体の健康)がしっかりしているため、安定した状態

やりがいに対して土台が小さすぎるため、不安定な状態

(4) 学校教育の質の向上と持続可能な学校を目指して

- 持続可能な学校を実現するためには、教職員の心と体の健康の確保が不可欠であり、そのためには働きやすい環境整備を進める必要があります。心と体の健康という土台のもとに、一人一人が能力を発揮できるようになることによって、学校教育の質の向上にもつながっていきます。
- このため、教育委員会においては制度や事業の見直し等に、各校においては学校裁量でできる業務改善に引き続き取り組むことによって、働きやすい環境整備を進めます。
- 業務改善といっても、時間外在校等時間の縮減や業務の削減にばかり焦点を当ててしまえば、持ち帰り仕事の増加や、真に必要な教育活動まで削減してしまうことにつながりかねません。
こどもにどのような力を身に付けてほしいか、各校で掲げる学校教育目標を念頭におきながら、限りあるリソース(時間や人員、予算など)の中で、自分たちがより大切にしたいこと・より優先したいことに力を注げるようにするためには何ができるか、という視点が大切です。
- 教育委員会と学校とが働きやすい環境整備を進めることによって、勤務時間外を先生方が自分のために使う時間にするとともに、勤務時間内に授業準備や教材研究等を行うことができる時間を増やしていく。この両輪により、学校教育の質の向上と、持続可能な学校を目指します。



3 取組期間

令和8年度～令和10年度

II 学校における働き方改革に関する関係法令等

1 国の動向

- 令和7年6月に、学校における働き方改革の加速化に向けて給特法が改正され、教育委員会に対して実施計画の策定や総合教育会議への報告等が義務付けられました。
- これに伴い、平成31年1月に学校や教職員が慣習的に行ってきた業務の明確化・適正化を図ることを目的として中央教育審議会の答申において示された「学校・教師の業務に係る3分類」がアップデートされ、実施計画を策定する際に踏まえるべき内容として、文部科学大臣が定める「業務量管理・健康確保措置に関する指針」(以下「指針」という。)に位置付けられました。
- また、給特法の改正と同時に学校教育法及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「地教行法」という。)が改正され、学校が講ずべき措置として指針に示されました。

(学校と教師の業務の3分類／令和7年9月)

学校と教師の業務の3分類

➢ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**服務監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➢ 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組むこと・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

¹ 業務量管理・健康確保措置に関する指針：給特法第7条により、文部科学大臣が定める指針。正式名称は「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」

2 関係法令等に基づき、各取組主体が講ずべき措置

(1) 服務監督教育委員会が講ずべき措置

県教育委員会及び市町村教育委員会は、服務監督権者としての立場から、それぞれが所管する学校について、次に掲げる措置を講じる必要があります。

① 実施計画の策定・公表・報告に関すること(給特法第7条・第8条、指針第2章第2節関係)

- ア 指針に即した実施計画の策定及び公表
- イ 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標の設定
- ウ 実施計画の実施状況及びイにより掲げる目標の達成状況の把握・公表※
- エ 総合教育会議への報告（実施計画の策定又は変更、実施計画の実施状況）※

※ ウ及びエは、毎年度実施する必要がある。

② 教職員の健康確保に関すること(給特法第7条、労働安全衛生法第66条、指針第2章第1節関係)

- ア 在校等時間の上限方針の策定
- イ ICT等を活用した客観的な方法による在校等時間の把握※1
- ウ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定の遵守
- エ ストレスチェックの実施※2

※1 労働安全衛生法においては、安全衛生管理上の責任者として、校長に対し、教職員の勤務時間の把握を義務付けている。一方で、指針においては、在校等時間の長時間化を防ぐための取組等の措置を講じるため、服務監督教育委員会に対し、所管する学校の在校等時間を把握することを定めている。

※2 ストレスチェックについて、教職員数が50人未満の学校については、当分の間、努力義務とされているが、自身のストレスへの気付きを促す等重要な効果があることを考慮し、メンタルヘルス対策の一環として、学校の規模に関わらず、全ての学校において適切に実施することが望ましい。

【用語解説】 在校等時間とは

- 超勤4項目²以外の業務を行う時間も含めて、教育職員が「在校している時間」を基本として、次の①と②を加え、③と④を除いた時間を「在校等時間」といいます。
- 教育職員について、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校長に命じられて行う業務でないとしても、勤務時間外に校務として行っている業務が学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて把握することが不可欠です。

$$\text{「在校等時間」} = (\text{在校している時間} + \text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④})$$

- 在校している時間にたすもの ① 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
② テレワークの時間
- 在校している時間から引くもの ③ 勤務時間外に行う自己研鑽や業務以外のことを行っている時間
④ 休憩時間

² 超勤4項目：義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例第6条第2項において「義務教育諸学校等の教育職員に対して時間外における勤務を命ずる場合は、宿日直勤務に従事させる場合のほか、次に掲げる4つの業務に従事させる場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限る」と定めており、この4項目を「超勤4項目」と称している。

① 校外実習その他生徒の実習に関する業務、② 修学旅行その他学校の行事に関する業務、③ 職員会議に関する業務、④ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し、緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

(2)学校が講ずべき措置

県立学校及び市町村立学校は、次に掲げる措置を講じる必要があります。

① 学校評価に関すること(学校教育法第42条関係)

学校評価の結果に基づき講ずることとされている「学校運営の改善を図るため必要な措置」について服務監督教育委員会が策定する業務量管理・健康確保措置実施計画に適合させること

令和7年6月の改正により、「学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置」を講ずる際、改善のために、業務が際限なく積み上がらないようにすることが定められました。

② 学校運営協議会に関すること(地教行法第47条の5関係)

学校運営協議会が置かれている学校は、「学校運営に関する基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めること

令和7年6月の改正により、コミュニティ・スクールなどを活用しつつ、地域や保護者と連携しながら取組を推進するため、学校運営の「基本的な方針」に働き方改革に関する取組内容を含めることが定められました。

③ 教職員の健康確保に関すること(給特法第7条、労働安全衛生法第66条、指針第2章第1節関係)

ICT等を活用した客観的な方法による在校等時間の把握をすること

先に述べたとおり(Ⅱ-2(1))、労働安全衛生法において、校長には、安全衛生管理上の責任者として、教職員の勤務時間の把握が義務付けられています。

3 在校等時間の上限方針

県教育委員会では、先生方の健康確保のため、指針に基づき「県立学校教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」(以下「上限方針」という。)を定めています。³

○青森県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(令和2年7月 青森県教育委員会規則第9号)

【原則】

時間外在校等時間を次に掲げる上限の範囲内とするため、業務量の適切な管理を行う。⁴

- ①1か月 45時間以内
- ②1年間 360時間以内

【例外】

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- ①1か月 100時間未満
- ②1年間 720時間以内
- ③複数月の平均 月80時間以内
- ④45時間を超える月数 6か月以内

【ポイント】 在校等時間は、正しく記録することが大切です。

- 長時間勤務は、疲労の蓄積により、健康を損ねる恐れがあるものです。学校管理職は、職員の健康確保のため、職員の在校等時間を正しく把握し、上限方針を超えて長時間勤務となっている職員がいる場合には、負担軽減のための工夫等に取り組むことが求められます。
- また、在校等時間のデータは、教育委員会においても施策検討に活用しており、職員一人一人が正しい在校等時間を記録することが、働き方改革につながっていきます。

教職員のみなさまへ

- ・ 在校等時間は、正しく記録しましょう。
- ・ 上限方針の範囲内に収めるために、持ち帰り仕事を増やしたり、記録を修正したりしてはいけません。

教育委員会・学校管理職のみなさまへ

- ・ 実際に勤務した時間と異なる時間を記録しないよう、または記録させないよう、指導をお願いします。
- ・ 上限方針の範囲内に収まっているように見せるために、過少申告を指示したり、記録を改ざんしたりしてはいけません。

³ 事務職員等(事務職員、技能職員、栄養職員)は労働基準法(昭和22年法律第49号)第36条の規定が適用される。

⁴ 上限方針は、上限時間まで業務を行うことを推奨するものではない。また、在校等時間について、形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、真に必要な学校教育活動をおろそかにすることがあってはならない。

⁵ 文部科学省が作成する「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの運用に係るQ&A」において、「仮に教職員が虚偽の記録を残している場合には、校長等はこの管理運営に係る責任から適正な記録を残すように指導する必要があり、また、万が一、校長等が虚偽の記録を残させるようなことがあった場合には、求められている責任を果たしているとは言えない上、状況によっては信用失墜行為として懲戒処分等の対象ともなり得るものと考えられます」と示されている。

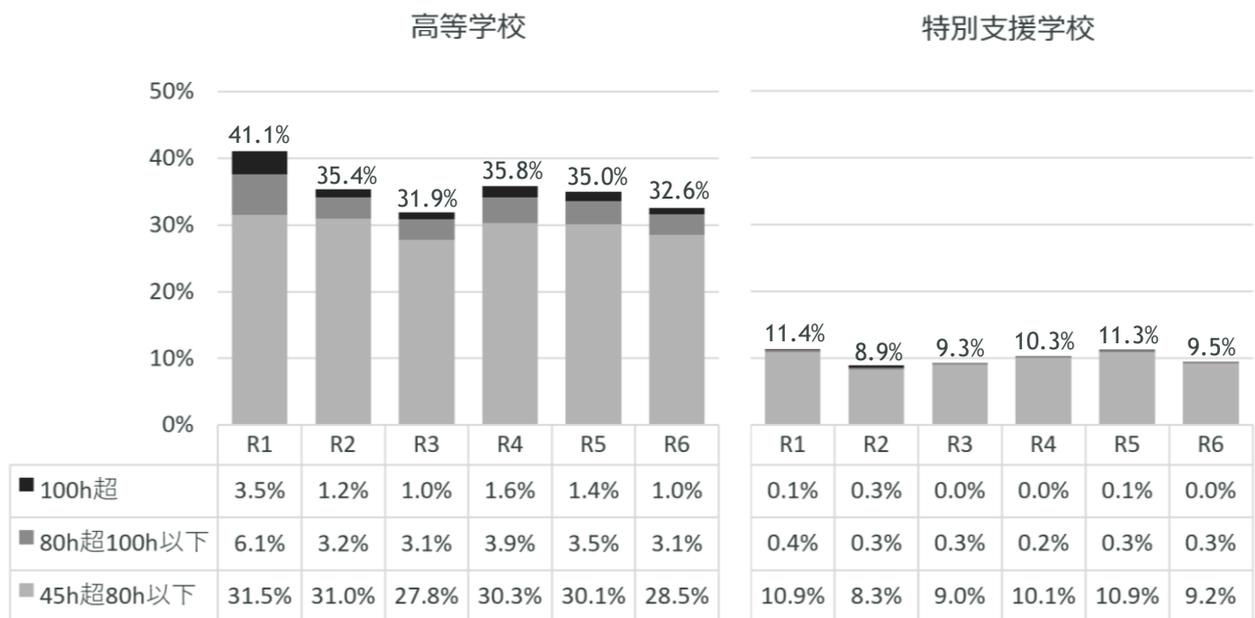
Ⅲ 本県の現状

1 教育職員の時間外在校等時間の状況

(1)1箇月時間外在校等時間の平均時間が月45時間を超えている教育職員の割合

【前プラン⁶の目標1】

時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合の減少を目指します。特に、月80時間を超える教職員がゼロになることを目指します。

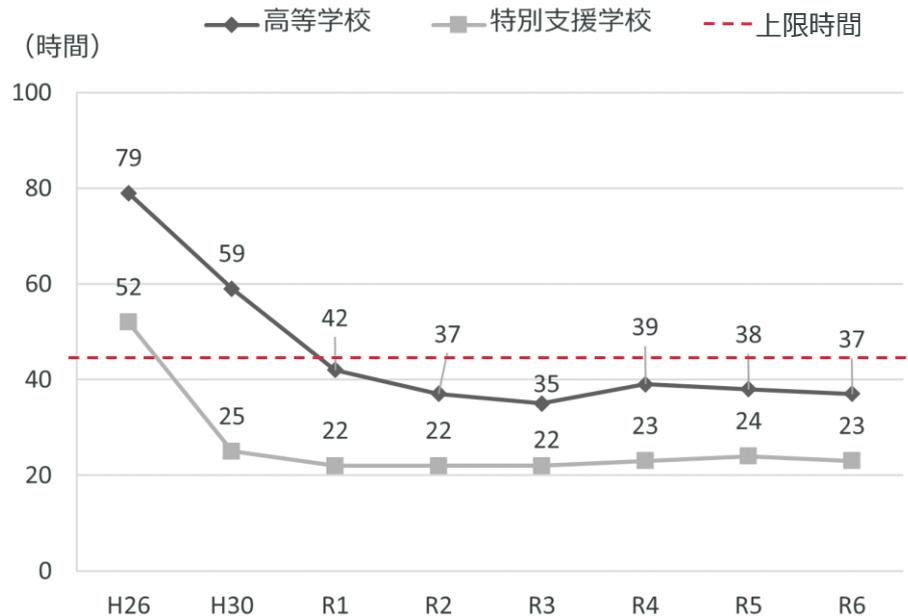


現状

- 時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である令和元年度と比較すると、高等学校では8.5ポイント減（R1:41.1%⇒R6:32.6%）、特別支援学校では1.9ポイント減（R1:11.4%⇒R6:9.5%）と、減少傾向になっています。
- 時間外在校等時間が月80時間を超える教育職員の割合について、高等学校では令和元年度から令和2年度にかけて5.2ポイント減（R1:9.6%⇒R2:4.4%）と大幅に減少しているものの、令和2年度以降は4～6%程度で推移しています。また、特別支援学校では令和元年度から0.5%前後で推移しており、いずれの校種も下げ止まり傾向にあります。

⁶ 前プラン:学校における働き方改革プラン(令和5年度～令和7年度)

(2)教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間の推移



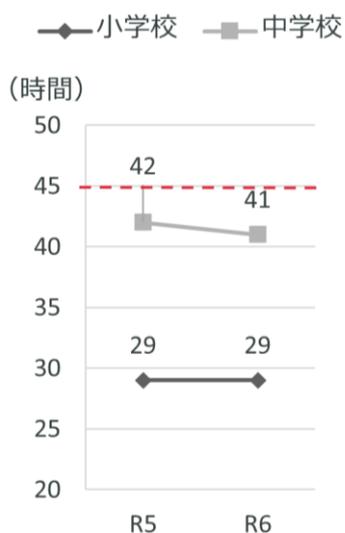
※1 平成26年度及び平成30年度は、勤務実態調査において、学校規模、地域のバランス等を考慮して抽出した学校のうち、教諭・講師の6～7月分の平均値であり、令和元年度以降は、全校の12箇月の平均値である。

※2 令和2年3月から令和4年3月までの間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、一斉休校や部活動の禁止・制限、行事の縮減等の措置がとられていたことに留意が必要である。

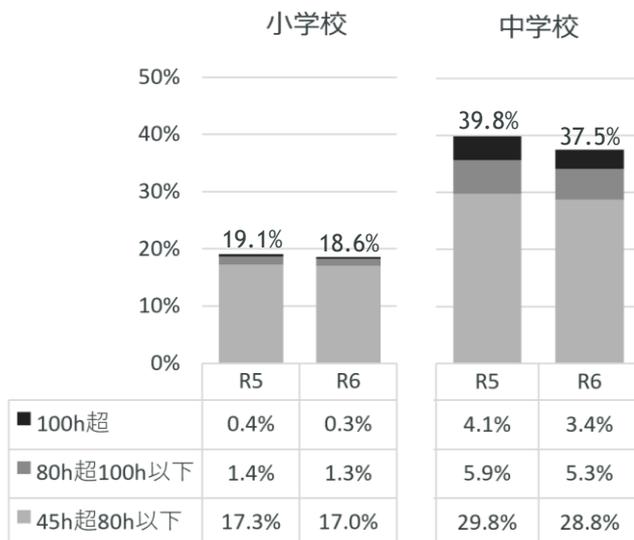
また、令和4年3月以降は、こうした規制が徐々に緩和され、教育活動が順次、再開されたが、当該感染症が5類移行される令和5年5月までの間、引き続き、消毒等感染症予防に関する対応や罹患した児童生徒への対応等が要請されていたことに留意が必要である。

【参考】市町村立学校の教育職員の時間外在校等時間の状況

1箇月時間外在校等時間の平均時間



1箇月時間外在校等時間の平均時間が月45時間を超えている教育職員の割合

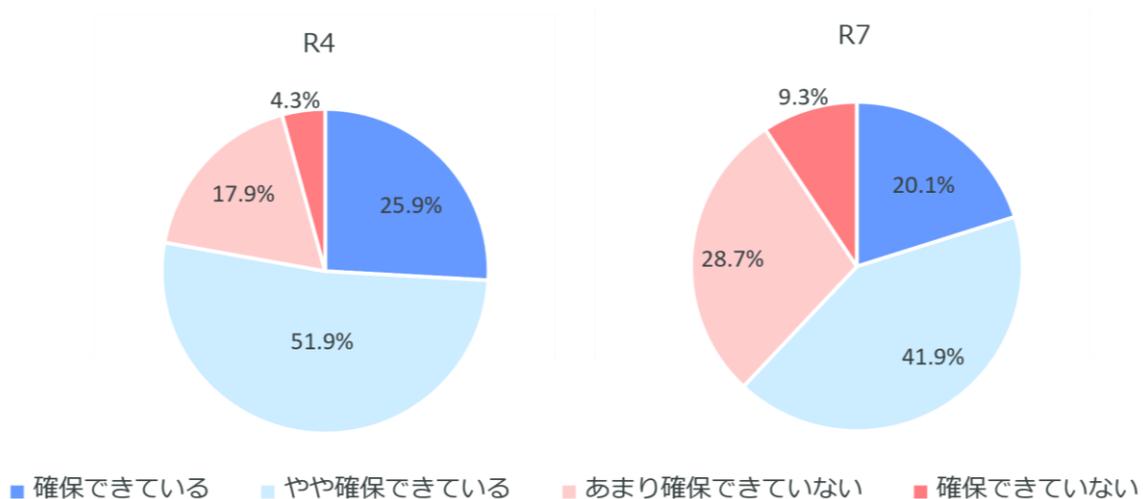


2 こどもと向き合う時間が確保できていると感じている教育職員の割合

【前プランの目標2】

「こどもと向き合う時間が確保できていると感じている教育職員の割合」の増加

学校における働き方改革に係る教職員アンケート調査結果
(県立学校・教育職員)



※調査結果の詳細は資料1参照

現状

- 「こどもと向き合う時間が確保できていると感じている教育職員の割合」について、本プラン策定時の令和4年度と比較すると、5.8ポイント減(R4:25.9%⇒R7:20.1%)となっており、目標の達成には至りませんでした。なお、令和4年度と令和7年度とでは、調査方法や設問の記載が異なることに留意が必要です。
- 県教育委員会では、当該アンケートにおいて把握した「負担や多忙感を解消してほしい業務」を参考にしながら、引き続き、教職員の時間的ゆとりを生み出し、学習指導等の業務に注力できるようにするための取組を行います。

負担感や多忙感を解消してほしい業務(上位5つ)

令和7年度に実施した教職員アンケートにおいて、「負担感や多忙感を解消してほしい業務」を調査した結果、高等学校では「部活動に係る指導・引率」、「調査への回答・報告書等の書類作成」が、特別支援学校では「分掌業務」、「会議・打合せ(校内外問わず)」が多くなっています。

(高等学校)

<p>HR 担任</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部活動に係る指導・引率 2 支援が必要な児童生徒への対応 3 会計業務 4 保護者対応 5 調査への回答・報告書等の書類作成 	<p>主任等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査への回答・報告書等の書類作成 2 部活動に係る指導・引率 3 分掌業務 4 会議・打合せ(校内外問わず) 5 生徒指導(問題行動・補導案件への対応を含む)
<p>部活動顧問</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部活動に係る指導・引率 2 調査への回答・報告書等の書類作成 3 分掌業務 4 会議・打合せ(校内外問わず) 5 支援が必要な児童生徒への対応 	<p>委員会等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部活動に係る指導・引率 2 分掌業務 3 調査への回答・報告書等の書類作成 4 会議・打合せ(校内外問わず) 5 支援が必要な児童生徒への対応

(特別支援学校)

<p>HR 担任</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 分掌業務 2 会議・打合せ(校内外問わず) 3 学校行事 4 研修(校内外問わず) 5 会計業務 	<p>主任等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 分掌業務 2 調査への回答・報告書等の書類作成 3 会議・打合せ(校内外問わず) 4 教職員間の調整・対応 5 学校行事
<p>委員会等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 分掌業務 2 会議・打合せ(校内外問わず) 3 研修(校内外問わず) 4 学校行事 5 会計業務 	<p>※「委員会等」:安全衛生委員会や教育課程編成委員会、いじめ防止対策委員会など</p>

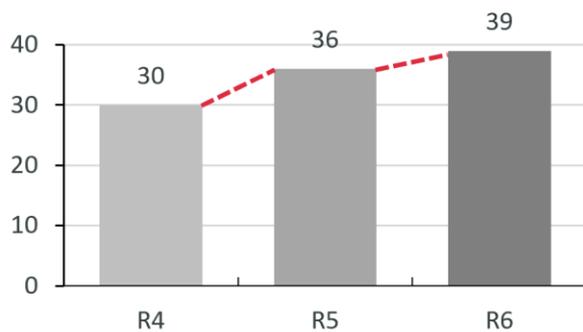
3 市町村における上限方針及び実施計画の策定状況

【前プランの目標3】

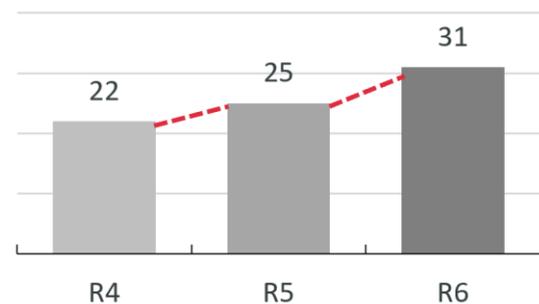
全市町村における在校等時間の上限方針及び県の目標を踏まえた基本方針・実施計画等⁷の策定を目指します。

在校等時間の上限方針の策定状況

(市町村)



基本方針・実施計画等の策定状況



現状

- 在校等時間の上限方針について、前プラン策定時の令和4年度から比較すると、策定済みの市町村は9市町村増加し、ほぼ全ての市町村(39/40市町村)において策定済みとなりました。
- 基本方針・実施計画等について、策定済みの市町村は9市町村増と大幅に増加したものの、策定率は8割弱にとどまっています。

なお、令和7年6月の給特法の一部改正により、令和8年4月以降は、全ての市町村において、改正後の指針に即した実施計画の策定が義務付けられます(Ⅱ-1)。

⁷ 前プランでは、改正前の指針において、「服務監督教育委員会において業務分担の見直しや適正化など長時間化を防ぐための取組を講ずべき」と示されていたことを踏まえ、「基本方針・実施計画等」の用語を用いて、全市町村での策定を目標としていたもの。

IV 目指す姿の実現に向けた取組

- 学校教育の質の向上と持続可能な学校を実現するためには、各取組主体ができることを考え、それぞれができることから取り組むことが大切です。
- このことから、学校における働き方改革を推進するための取組は、いわゆる防災用語である「自助・共助・公助」の考え方をを用いて、教職員個人による「自助」、学校や関係団体(PTA、教育研究団体、スポーツ団体など)による「共助」、国や教育委員会による「公助」の3つの切り口に整理することができます。
- 県立学校については、県教育委員会による公助及び各校による共助の両輪により取組を進めます。
市町村立学校については、服務監督権者である市町村教育委員会が取組を進めることを基本としつつ、県教育委員会においても、市町村立学校に直接効果を及ぼす全県的取組を通して支援します。
- また、各取組に対して評価指標と目標値を設定することで、毎年度、実施状況を確認しながら、着実に取組を進めます。

(学校における働き方改革の3つの切り口)



1 県立学校に関する取組(県教育委員会による取組)

(1)教職員の心と体の健康を守るための方策

① 在校等時間の把握の徹底

ア ICT を活用した客観的な方法により在校等時間を把握し、長時間勤務の要因把握や改善に向けた施策検討を行います。

イ アにより把握した在校等時間の状況を基に、長時間勤務の改善に向けた指導・助言を行います。

② 福利厚生 の 充実

ア 年次休暇の計画的な取得を促進するほか、妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援に関する各種制度を周知します。

イ 公立学校共済組合と連携し、教職員の心身の健康相談事業等の充実を図るとともに、その活用を促すための周知や円滑な運営に努めます。

③ 教職員の意識改革

教職員が自分自身の心と体の健康を守りながら働くことができるよう、以下について取り組みます。

ア 総合学校教育センターにおいて実施する研修講座等において、メンタルヘルスに関する講義や、ワーク・ライフ・バランスを踏まえたマネジメントに係る講義等を充実させます。

イ 教職員が、自身の私生活と仕事のバランスを意識した働き方ができるよう、タイムマネジメントに関する研修を実施します。

【評価指標】

項目	指標	現状値	目標値
①在校等時間の把握の徹底			
ア～イ	1箇月時間外在校等時間の平均時間が (ア)月45時間を超える教育職員の割合 (イ)月80時間を超える教育職員の割合	(R6) (ア)高校32.6%、特支9.5% (イ)高校4.1%、特支0.3%	(R10) (ア)現状値より減 (イ)0%
②福利厚生 の 充実			
ア	年次休暇の取得日数	(R6)公立学校13.8日	(R10)16日
イ	公立学校共済組合における公立学校教職員の心身の健康相談事業等利用者・参加者数	(R6) (ア)メンタルヘルス対策 11事業延べ580人 (イ)健康対策 8事業延べ20,500人	(R10) (ア)メンタルヘルス対策 11事業延べ580人 (イ)健康対策 8事業延べ20,500人
③教職員の意識改革			
ア	次に掲げる研修後のアンケート項目「講座内容を活用したいと思う」について、高評価の割合 ・初任者研修「教職員のメンタルヘルス」の講義 ・中堅教諭等資質向上後期研修「組織で取り組むメンタルヘルス」の講義 ・教頭研修講座「教頭の職務と役割」の講義	(R7)98.6%	(R10)100%
イ	タイムマネジメント研修の累計受講者数	(R7)45人	(R7～R10)180人

(2)教職員が安心して働くことのできる職場環境を推進するための方策

① 外部人材の活用による業務の役割分担

教職員が学習指導など本来業務に注力できる環境を構築するため、以下について取り組みます。

- ア スクールカウンセラーの定期派遣及び要請に対する速やかな派遣
- イ スクールソーシャルワーカーの配置及び要請に対する速やかな派遣
- ウ キャリアサポートスタッフ⁸の配置
- エ 部活動指導員の配置
- オ スクール・サポート・スタッフの配置及び有効活用に関する情報提供
- カ 学校図書館サポーター⁹の配置
- キ スクールライフサポーター¹⁰の配置
- ク 地域学校協働活動推進員の配置
- ケ スクールロイヤーの配置及び要請に対する速やかな派遣【(2)④アで後述】

② ICT等を活用した業務の効率化

- ア 学籍や出欠、保健などの情報を管理する統合型校務支援システムについて、効率的な運用を図ります。
- イ 学習支援ツールを活用し、学習指導案等の実践事例や学習教材コンテンツを教員間や学校間で共有できるよう、ICTを活用した教育活動をサポートします。
- ウ デジタルツールを活用し、学校と児童生徒・保護者との効率的な情報共有を支援します。
- エ 高等学校等入学者選抜にWeb出願システムを導入し、選抜業務に係る手続き等の省力化・効率化を図ります。
- オ デジタル採点システムを活用し、採点業務の時間削減、生徒への結果通知の省力化・効率化を図ります。
- カ 教職員が必要な時に必要な情報にアクセスできる環境を構築し、情報検索の省力化・効率化を図ります。
- キ 高等学校等就学支援金のオンライン申請について、学校及び保護者が円滑に対応できるよう支援します。

③ 文書や調査、報告等の見直し

県が公立学校に対して行う調査や報告が必要最小限となるよう、調査等の精選に取り組みます。

⁸ キャリアサポートスタッフ：県内求人の開拓、就職を希望する生徒や保護者への県内企業の紹介及び進路相談、教員への求人情報の提供、企業見学会や職業人講話、インターンシップの実施など、学校と県内企業の相互理解に向けた取組のコーディネート、大学等進学者への卒業後のUターンを見据えた県内企業の情報提供等の業務を行う。

⁹ 学校図書館サポーター：学校職員と連携・協力して、授業等で学校図書館を積極的に活用し、生徒の思考力、判断力、表現力及び情報活用能力の育成を支援する。

¹⁰ スクールライフサポーター：発達障害等による「特別な支援を要する生徒」に対する学習支援、周囲の生徒の障害理解促進等の業務について教諭等と連携して行う。

④ 学校運営上のトラブルに対応する教職員の心的負担の軽減

過剰な苦情や不当な要求といった外部対応等に係る教職員の負担軽減を図るため、以下について取り組みます。

- ア スクールロイヤールの配置及び要請に対する速やかな派遣
- イ 保護者や地域からの要望等への対応に関する教職員を対象とした研修の実施
- ウ 問合せ内容を正確に把握し、円滑な学校運営を図るための通話録音(告知)機能の導入

⑤ 学校の主体的取組への支援

各学校において、教職員が安心して働くことのできる職場環境が推進されるよう、以下の取組によって学校を支援します。

- ア 学校における働き方改革に関する取組事例等を周知し、各校の実情に応じた業務改善に係る取組を支援します。
- イ ワークショップの実施等により、教職員が、立場や役割、経験の違いにかかわらず、安心して意見を述べることのできる職場づくりを支援します。

【評価指標】

項目	指標	現状値	目標値
①外部人材の活用による業務の役割分担			
ア	県立学校からのスクールカウンセラーの要請派遣に対する実施率	(R6)100%	(R10)100%
イ	定時制の課程を置く又は通級指導を実施する県立高校へのスクールソーシャルワーカーの配置率	(R7)100%	(R10)100%
ウ	就職者の割合が多い県立高校へのキャリアサポートスタッフの配置	(R7)12校	(R10)12校
エ	県立高校への部活動指導員の配置率	(R7)39.5%	(R10)100%
オ	県立学校へのスクール・サポート・スタッフの配置率	(R7)73.1%	(R10)100%
カ	県立高校への学校図書館サポーターの配置校数	(R7)11校	(R10)24校
キ	県立高校へのスクールライフサポーターの配置校数	(R7)3校	(R10)7校
ク	コミュニティ・スクールを導入している県立学校への地域学校協働活動推進員の配置率	(R7)7.1%	(R10)100%
ケ	スクールロイヤールの配置人数	(R7)県内5人	(R10)県内6人
②ICT等を活用した業務の効率化			
ア～カ	教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力 ※「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」(文部科学省)の大項目「教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力」の各質問項目において、活用「できる」又は「ややできる」と回答した割合	(R6)88.4%	(R10)100%
キ	高等学校就学支援金のオンライン申請の実施校数	(R7)全県立高校	(R10)全県立高校
③文書や調査、報告等の見直し			
	「県が公立学校に対して行う調査・照会」の実態把握において「見直し予定あり」とした35件の見直し率	(R7)―	(R10)100%
④学校運営上のトラブルに対応する教職員の心的負担の軽減			
ア	(①ケに同じ)		
イ	研修会後のアンケート項目「研修会の内容は、今後の業務に役立つと思うか」について、高評価の割合	(R6)95.8%	(R10)100%
ウ	通話録音(告知)機能を導入した県立学校の割合	(R7)35.8%	(R10)100%
⑤学校の主体的取組への支援			
ア～イ	県立学校における業務改善校内ワークショップの実施校数	(R6～R7)12校	(R6～R10)全校

2 県立学校に関する取組(県立学校による取組)

(1)教職員の心と体の健康を守るための方策

① 在校等時間の把握の徹底

ア 教職員の在校等時間の適切な把握のため、実際より短い虚偽の時間を記録しないよう教職員に対して指導します。

イ 時間外在校等時間が慢性的に月80時間以上となっている教職員について要因把握を行い、業務の平準化や効率化、意識改革等の具体的対策を講じます。

② ワーク・ライフ・バランスの推進

ア 年次休暇の計画的利用の推進や各種休暇、子育て支援制度について周知し、休暇の利用を促進します。

イ 電話対応時間¹¹の設定により、勤務時間外における教職員の負担軽減を図ります。

ウ 学校閉庁日¹²について、年間3日以上を設定を目標とし、積極的な設定に努めます。

【評価指標】

項目	指標	現状値	目標値
①在校等時間の把握の徹底			
ア	実際より短い虚偽の時間を記録しないよう職員に対して指導している学校の割合	(R6)100%	(R10)100%
イ	時間外在校等時間が月80時間を超える教職員がいる学校について、 (ア)要因把握を行っている学校の割合 (イ)業務量の削減や平準化等の具体的対策を講じている学校の割合	(R6) (ア)100% (イ)85.0%	(R10) (ア)100% (イ)100%
②ワーク・ライフ・バランスの推進			
ア	各種休暇制度や子育て支援制度等を周知し、利用を促している学校の割合	(R6)92.4%	(R10)100%
イ	電話対応時間を設定している学校の割合	(R6)100%	(R10)100%
ウ	学校閉庁日を3日以上設定している学校の割合	(R6)83.6%	(R10)100%

¹¹ 電話対応時間：青森県では、勤務日は教職員の勤務時間内で、勤務を要しない日は終日、電話対応を行わないことを基本とし、各校が実情に応じて、電話対応時間を設定することとしている。

¹² 学校閉庁日：勤務時間が割り振られた日に、原則として教職員が休暇等を取得することにより、学校が業務を行わない日のことをいい、長期休業期間に設定できることとしている。

(2)教職員が安心して働くことのできる職場環境を推進するための方策

① 心理的安全性が高い職場環境の推進

教職員が安心して働くことができるよう、孤立させない環境や気兼ねなく意見を言うことができる環境づくりを推進します。

ア 教職員が、校内で起こった問題について、管理職や同僚に相談しやすい、と感ずることができるよう、風通しのよい職場環境づくりを推進し、組織として問題を解決する体制を築きます。

イ 教職員が、立場や役割、経験の違いにかかわらず、日々の業務に関する気付き等に関する意見を発することができる職場環境づくりを推進し、改善策等について、校内で気軽に話し合うことができる体制を築きます。

② 各校の実情に応じた業務改善等の取組の推進

ア 校長は、学校における働き方改革や教職員の負担軽減に資する業務目標を毎年度定め、目標達成に向けたPDCAサイクルを意識して校務運営を進めます。

イ 教職員が、立場や役割、経験の違いにかかわらず、日々の業務に関する気付き等に関する意見を発することができる職場環境づくりを推進し、改善策等について、校内で気軽に話し合うことができる体制を築きます。【(2)①イ再掲】

ウ 学校徴収金(学校給食費を含む。)の会計業務に係る負担軽減を図るため、以下について取り組みます。

(ア)口座振替による徴収の実施

(イ)法人カードやインターネットバンキングの活用など電子決済の導入

(ウ)会計帳簿の作成に係る負担を軽減するための方策の検討

(エ)教材等について、保護者が業者から直接購入する体制の構築

【評価指標】

項目	指標	現状値	目標値
①心理的安全性が高い職場環境の推進			
ア～イ	教職員アンケートの項目「会議や打合せの時間に、日々の業務に関する気付きや改善策等について、職員間で気軽に話し合ったり、アイデアを出し合ったりすることができていると感じているか」について、肯定的な回答の割合 ※アンケートは、プラン策定期とプラン終期に実施	(R7) 教育職員58.4% 事務職員等74.8%	(R10) 教育職員68% 事務職員等80%
②各校の実情に応じた業務改善等の取組の推進			
ア	業務目標に学校における働き方改革に関する目標を立てた校長の割合	(R7)100%	(R10)100%
イ	(①ア～イに同じ)		
ウ	会計業務に係る負担軽減を図るための取組について、 (ア)口座振替による徴収を実施している学校の割合 (イ)電子決済を導入した学校の割合 (ウ)会計帳簿の作成に係る負担軽減に係る検討を行った学校の割合 (エ)保護者が業者から直接購入する体制を構築している学校の割合	(R6) (ア)95.5% (イ)― (ウ)― (エ)―	(R10) (ア)100% (イ)100% (ウ)100% (エ)100%

【取組紹介】 業務改善校内ワークショップ

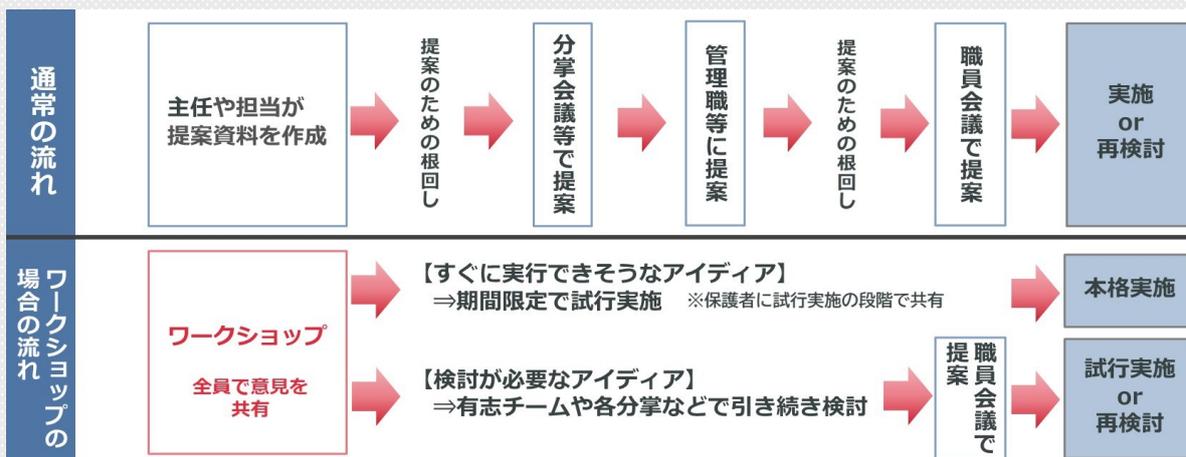
～気軽に話し合うことができる職場づくりに向けて～

- 県教育委員会では、令和6年度から、外部コンサルタントや教育委員会職員が学校を訪問し、学校の課題の洗い出しや課題を解決するための方法について、職員みんなで話し合う「業務改善校内ワークショップ」を実施しており、学校の自発的・主体的な取組を支援しています。
- 校内研修等の時間を活用してのワークショップの実施により、学校の課題等について話し合う時間を確保することによって、日頃の業務や教育活動について振り返るきっかけとなります。また、管理職だけでなく、職員みんなで話し合うことで、より良いアイデアが見つかったり、職員の納得を得ながら改善を進めたりすることができます。

(ワークショップの流れ)



(意思決定の流れの比較)



ワークショップ実施校の取組事例



弘前市立
第三大成小学校

取組内容

- ・校内研修の指導案を細案から略案に変更
- ・日々の一人勉強ノートの廃止
- ・チーム担任制(高学年体育を合同実施)導入
- ・余剰時数を見直し、5時間学習の日を、各学年、週1日ずつ設定(1年生は4時間学習)
- ・1学期末と2学期末の参観日を授業参観のみとし、学年・学級懇談を実施しない
- ・日課表を見直し、下校時刻を15分早めた

ワークショップ後の感想

- ・先生方の困り感やアイデアを基に「自分たちでなんとかしよう」という意識を持ちながら、ボトムアップで進めることができた。

- ・「自分たちで思ったことを言ってもいいんだ」という雰囲気醸成できたことが収穫だった。



平内町立
平内中学校

取組内容

- ・清掃活動を週5回から週2回に削減し、帰りの会終了を10分早めた
- ・5時間授業を週2回(月・木)設定
- ・生徒が宿題内容をタブレットで写真を撮って持ち帰ることで転記する時間を短縮
- ・ローテーション道德の部分的な実施
- ・業務改善のための校内ミーティングを定期開催(職員会議後30分間)

ワークショップ後の感想

- ・先生方がワークショップを通して日頃感じていることや気になっていることを共有できる場が設けられ、大きな効果があった。

- ・「管理職で考えたことをやります」から「自分たちが考えたことで変えられる」に変わった。



高

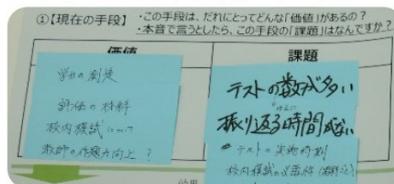
県立八戸高等学校

取組内容

- ・業務改善について協議、共有する場の設定
- ・欠席連絡や各種調査、採点業務、情報共有等のICT化
- ・校内模試の廃止や縮小、平常講習の縮小
- ・面談週間(4月2週間・短縮校時)の設定
- ・担任以外との面談システムの構築

ワークショップ後の感想

- ・学習活動に関して、やることを減らしていくには、教員の教えるべき事柄や内容の精選もセットで行わなければならないということをしごく考えさせられた会になった。



県立八戸高等支援学校

取組内容

- ・職業コースの授業について、これまでは関係する教員全員で対応していたが、学習内容に応じて、教員数を見直すことにより、教員の空き時間を確保した
- ・教育活動の一環として行っていた生徒による配布物の作成について、その価値を見直し、ICTの活用に変更。これにより、より効果的な教育活動に充てる時間が増えた

ワークショップ後の感想

- ・働き方改革は、単なる業務の削減ではなく、働きやすい環境づくりや質の高い教育につながることを再認識した。職場のコミュニケーションの大切さも改めて感じた。

- ・当たり前になってくる業務について、一度立ち止まって振り返るいい機会になった。



3 市町村立学校に関する取組(県教育委員会による取組)

市町村教育委員会に対する支援

県教育委員会では、次に掲げるような、全県的取組を通して市町村立学校を支援します。

ア	学校における働き方改革に資する取組事例の周知	
イ	ワークショップの実施等により、安心して意見を述べることができる職場づくりに係る支援	
ウ	メンタルヘルス等健康相談事業の充実	
エ	外部人材の活用による業務の役割分担 〔スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクール・サポート・スタッフ、 スクールロイヤー 等〕	
オ	県域で統一した統合型校務支援システムの導入に向けた支援	
カ	通話録音(告知)機能の導入に向けた支援	
キ	ICTを活用した学習活動の充実や校務の効率化に係る情報提供	
ク	県教育委員会による文書や調査、報告等の見直し	など

【評価指標】

項目	指標	現状値	目標値
市町村立学校に対する支援			
ア～イ	業務改善校内ワークショップの実施市町村数	(R6～R7)20市町村	(R6～R10)全市町村
ウ	公立学校共済組合における公立学校教職員の心身の健康相談事業等利用者・参加者数	(R6) (ア)メンタルヘルス対策 11事業延べ580人 (イ)健康対策 8事業延べ20,500人	(R10) (ア)メンタルヘルス対策 11事業延べ580人 (イ)健康対策 8事業延べ20,500人
エ	(ア)スクールカウンセラーの緊急派遣に対する実施率 (イ)スクールソーシャルワーカーの派遣時間数 (ウ)スクール・サポート・スタッフの配置率 (エ)スクールロイヤーの配置人数	(R7) (ア)100% (イ)600時間×22名 (ウ)市町村立学校 78.7% (エ)県内 5 人	(R10) (ア)100% (イ)600時間×22名 (ウ)100% (エ)県内 6 人
オ	公立学校への統合型校務支援システムの整備率	(R6)64.3%	(R10)100%
カ	通話録音(告知)機能を導入した市町村立学校の割合	(R7)7.0%	(R10)100%
キ	教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力 ※「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」(文部科学省)の大項目「教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力」の各質問項目において、活用「できる」又は「ややできる」と回答した割合	(R6)88.4%	(R10)100%
ク	「県が公立学校に対して行う調査・照会」の実態把握において「見直し予定あり」とした35件の見直し率	(R7)―	(R10)100%

4 県教育委員会の職員一人一人が心がけること

- 働き方改革を推進するためには、前記1～3に掲げた組織的な取組はもちろん、教職員や教育委員会の職員一人一人の取組の積み重ねが、時間的ゆとりを生み出すことにつながると考えます。
- 県教育委員会では、県から、学校や市町村教育委員会に文書を送付したり、調査への回答や会議等への出席を依頼したりする際の留意事項をまとめた「文書の送付や調査依頼等の留意点」及び「学校等への文書・依頼事項チェックリスト」を作成しています。県教育委員会及び知事部局の各所属においては、留意事項の内容を踏まえた業務遂行をお願いします。

学校等への文書・依頼事項チェックリスト

1 送付文書全般

○学校・市町村教育委員会に文書を送付するとき	
宛先	<input type="checkbox"/> 文書の内容は、学校や市町村教育委員会に送付すべきものですか。
分かりやすい文書	<input type="checkbox"/> 本文は、趣旨が端的に記載されたものとなっていますか。
	<input type="checkbox"/> 受信者が文書の処理に悩まないよう、文書上部に枠を設け、次の項目を示していますか。
	<input type="checkbox"/> 文書の目的（「周知」「照会」「配布」「依頼」等）
	<input type="checkbox"/> 文書を読んでほしい対象（「校長」「全職員」「担当者」等）
	<input type="checkbox"/> 該当がない場合の回答の要否
	<input type="checkbox"/> 回答等の期限
	この他、各所属で適宜、必要な項目を記載して差し支えありません。
提出書類の簡素化	<input type="checkbox"/> 提出物がある場合、鑑文の要否を明記していますか。
	<input type="checkbox"/> 提出物がある場合、データでの提出を可とする、紙媒体の場合は複数の部数を求めないなど配慮をしていますか。

2 依頼事項別

○調査・照会への回答を依頼するとき	
必要性の見直し	<input type="checkbox"/> 調査の必要性を確認しましたか。
	<input type="checkbox"/> (教育委員会)「【教育庁内】教育関係共有資料リスト」、教育委員会共通フォルダ、県教育委員会 HP 及び職員ポータル「文書管理」等をチェックし、他所属が既に把握しているデータを活用できないか、既に実施している調査と重複していないかを確認しましたか。
	<input type="checkbox"/> (知事部局)「【知事部局用】教育関係共有資料リスト」等により、教育委員会で把握しているデータや、実施済みの調査と重複していないかを確認しましたか。
	<input type="checkbox"/> 依頼文書に調査の目的を明記していますか。
調査時期・回答期間への配慮	<input type="checkbox"/> 調査の実施時期は年度末及び年度始めを避けるよう配慮しましたか。
回答のしやすさの工夫	<input type="checkbox"/> 照会から回答期限まで、2週間以上の期間を設けていますか。
	<input type="checkbox"/> 回答者が回答しやすいよう、平易な文章を用いる、見やすさを工夫するなどしていますか。
	<input type="checkbox"/> 職員ポータルや電子申請・届出システム、Google Forms など、ICT の活用を検討しましたか。
	<input type="checkbox"/> 回答欄は、可能な限り、選択式とするなど、回答しやすい調査項目としていますか。

○会議・研修会への出席を依頼するとき

必要性の見直し	<input type="checkbox"/> 内容が説明・報告・講演の場合、オンデマンド配信や通知文書での対応を検討しましたか。
実施方法の見直し	<input type="checkbox"/> 出席者の移動による負担を軽減するため、ハイブリッド型 [※] やオンライン型による開催を検討しましたか。
	<input type="checkbox"/> 集合型で行う必要がある場合、地区毎の開催を検討しましたか。
開催規模の縮小	<input type="checkbox"/> 開催時間や開催回数は、出席者の負担を考慮し、必要最小限としていますか。
開催時期の配慮	<input type="checkbox"/> 開催時期は年度末及び年度始めを避けるよう配慮しましたか。

※ハイブリッド型：集合型とオンライン型の併用。

○チラシ等の配布を依頼するとき

配布方法の工夫	<input type="checkbox"/> チラシ等は全児童生徒に配布するのではなく、ポスター掲示のみとする、希望する児童生徒による持ち帰りとするなど、配布に係る教職員の負担軽減に配慮した上で、学校に送付していますか。
	<input type="checkbox"/> 文書に、チラシ等の配布方法（希望する児童生徒への配布、全員配布等）を具体的に記載していますか。

V 保護者・地域住民等の理解・協力のもとでの取組推進

令和7年7月、子どもたちの健やかな成長を願い、先生方が今後とも一層のやりがいをもって働くことができるよう、県教育委員会、市町村教育委員会、県PTA連合会、県高等学校PTA連合会及び県特別支援学校PTA連合会が一丸となって各種取組を進めていくことを宣言しました。

この宣言が実効性のあるものになるよう、関係者がそれぞれの立場でできることに取り組んでいきます。

学校における
働き方改革推進

共同宣言

子どもたちと先生の
笑顔あふれる
学校のために



青森県の未来を担う子どもたちが、
学ぶことの楽しさを知り、生涯にわたりたくましく生きる力を身につけることができるよう、
学校における質の高い学びが必要です。

このため、子どもたちの学びを支える教職員が一層のやりがいを持って働くことができるよう、

- 業務の効率化などにより負担を軽減し、授業の準備やことごとに関わる時間の充実を図ること
- 健康で心にゆとりを持ち、充実した時間を送ることで、自身の人間性や創造性を高めること

について、教育委員会とPTAが連携して取り組みます。

教育委員会は



PTAは

教職員の働きやすい職場づくりに取り組みます！

- ・学校に依頼する調査の精選
- ・ICTを活用した業務の効率化
- ・教職員をサポートする専門スタッフの活用
- ・部活動のあり方の検討、保護者・地域との連携 等

学校の取組を応援します！

- ・PTA行事の運営方法の見直し
- ・学校行事への参加・支援
- ・学校との共通理解と役割分担 等

保護者と地域の皆様へ

学校への連絡の際には、教職員の勤務時間(概ね8:00~16:30)にご配慮ください。

各学校では、勤務時間外は自動応答等による対応が進んでいます。
事件・事故などの緊急時には、警察や救急などへの連絡をお願いします。

登下校の見守りや花壇整備、
学校行事の準備・後片付け、
部活動のサポートなどの
ボランティアへの積極的な
参加等をお願いします。



運動会等の内容変更や保護者
参加行事の平日開催、お祭り等
地域行事への関わり方などの
学校行事の見直しについて
ご理解・ご協力をお願いします。



紙ラシの配布縮減や学校を
介さない各種募集・アンケート
調査の実施、デジタル化などの
業務の見直しについて
ご協力をお願いします。



令和7年7月22日
青森県教育委員会、青森県市町村教育委員会連絡協議会、青森県PTA連合会
青森県高等学校PTA連合会、青森県特別支援学校PTA連合会

保護者と地域の皆様へのお願い

①教職員の勤務時間への配慮について

先生方の勤務時間は、自治体や学校ごとに定められています(おおむね8:00~16:30)ので、必要な連絡・相談は、勤務時間内にさせていただきようお願いするものです。勤務時間外については、留守番電話等自動音声での対応としている場合があります。また、事件・事故などの場合は警察や救急への連絡とし、その他緊急時の連絡先については、各学校・各自治体が指定する方法によってください。

②ボランティアへの積極的な参加等について

登下校の見守り、草刈り等の環境整備、学校行事の準備・後片付け、授業のサポート、部活動の指導など、保護者・地域の皆様には、日頃より学校のために多大な御協力をいただいています。今後も無理のない範囲で、子どもたちや学校の活動を支えていただくよう改めてお願いするものです

③学校行事の見直し・地域行事への関わり方について

各学校では、運動会等の学校行事を全日から半日開催へ変更したり、内容を児童・生徒主体の方向へ転換したり、休日に実施していたPTA行事等を平日の勤務時間内に設定したりするなど、教育の質向上の観点から在り方や取組方法を見直しています。また、このような趣旨を踏まえ、休日に開催するお祭り等の地域行事への学校・部活動単位での参加要請についても、今後、在り方を見直すなど先生方の負担に御配慮くださるようお願いするものです。

④各種配布文書・募集・アンケート調査のデジタル化について

地域イベント等の案内チラシ、絵画や標語等の作品募集、アンケート調査など学校には各方面からたくさんの方の文書が届いています。文書を発出している関係団体の皆様には、地域の広報誌や掲示板を活用するなど、学校を介さない周知方法について、御協力をお願いするものです。また、学校では文書配布やアンケート調査について、印刷・仕分け等の作業が必要となる紙媒体での配布から、徐々に ICT ツールや HP 等を活用したデジタル化に移行していくことを、保護者の皆様に御理解いただくものです。

VI 部活動改革の推進

子どもたちがスポーツ・文化芸術活動をはじめ多様な活動にチャレンジできる環境を整えるとともに、学校における働き方改革を考慮した部活動改革の推進が望まれます。

このため、県教育委員会では、部活動数の適正化や部活動指導員等の外部人材の活用による、適切な部活動の指導・運営体制の構築、休養日や活動時間の基準の遵守による、合理的で効率的・効果的な部活動を推進しています。

部活動改革については、国が示す方向性を踏まえ、別に定める「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針」及び「青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画」に基づき推進しており、地域の協力のもと、これまで部活動が担ってきたスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の地域展開とともに、学校の働き方改革の実現に向け取組を進めていきます。

VII 教職員定数に係る国への働きかけ

学校における働き方改革を着実に推進するため、限られた時間の中で教職員が子どもと向き合える時間を確保するための環境づくりが必要です。国の法律に基づき算定される教職員定数の充実については、第一義的には国の責任において実施されるべきものと考えていることから、県教育委員会は、あらゆる機会を捉え、教職員定数の確保や教職員定数改善計画の策定について、国へ働きかけるとともに、教職員の着実な配置に努めます。

資料集

資料1	学校における働き方改革に係る教職員アンケート調査結果(令和7年度).....	27
資料2	公立学校に対して行う調査・会議等の実態把握の結果及び今後の対応について	45
	※ 「文書の送付や調査依頼等の留意点」及び「学校等への文書・依頼事項チェックリスト」	
資料3	学校における働き方改革推進共同宣言	50